

議第129号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成24年9月24日提出

京都市長 門川大 作

事 件 名	京都地方裁判所平成23年（ワ）第2668号損害賠償請求事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市立桂中学校の運動場において、野球部のトスバッティングの練習用具として使用するため正面がネットに覆われたハンドボールのゴールポスト（以下「本件ゴールポスト」という。）の当該ネットの裾を踏みながら当該ネットにもたれていたため、本件ゴールポストが転倒し、そのフレームが相手方の頭部に当たり、頭蓋骨骨折、急性硬膜外血腫、脳挫傷等の傷害を負い、後遺障害として、左眼視力障害（矯正視力0.15）、左眼視野障害及び右耳低音障害型感音難聴を残した。</p> <p>そこで、相手方から、本件事故は、本件ゴールポストが通常有すべき安全性を欠いていたことにより発生したものであるとして、国家賠償法に基づき、本市に対し、10,835,896円及び遅延損害金の支払を求める訴えが提起されたものである。</p>
和 解 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが相手方に給付した既払金（金2,424,116円）のほか、金5,000,000円の支払義務があることを認める。 2 本市は、相手方に対し、前項の金員を平成24年11月末日限り、相手方が指定する相手方代理人名義の口座に振り込む方法により支払う。 3 相手方は、その余の請求を放棄する。

- | | |
|--|--|
| | <p>4 相手方と本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>5 訴訟費用は、各自の負担とする。</p> |
|--|--|

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。